平成２５年（フ）第１２２４号
島根県浜田市旭町丸原380―15　島根あさひ社会復帰促進センター内、開始決定時の住所名古屋市東区白壁１―１　名古屋拘置所内
破産者　遠藤　　孝
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４１１号
愛知県愛西市持中町八町111番地３
破産者　大橋　清助
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９６５号
名古屋市東区筒井２丁目９番８号　メゾン車道２Ｃ号
破産者　向川原愼一
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１６号
沖縄県那覇市前島３丁目26番14号　コーポ前島306
破産者　磯野　　均
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１２２号
和歌山県紀の川市粉河214番地28
破産者　池上　芳孝
1　決定年月日　平成26年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４４号
長崎県長崎市西山３丁目30番19号
破産者　中村　逸子（旧姓増山）
1　決定年月日　平成26年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
宮崎県延岡市鶴ケ丘２丁目2027番地46
破産者　矢口　昭和
1　決定年月日　平成26年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第５０１５号
大阪市鶴見区今津中３丁目11番36号
破産者　有限会社川畠設備
1　破産債権の届出期間　平成26年６月２日まで
2　一般調査期日　平成26年７月７日午後３時30分
平成26年５月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３２１号
宮城県仙台市泉区松陵４丁目47番地の10、開始決定時の住所横浜市港北区烏山町648番地ライオンズマンション小机第２―206
破産者　野津　　学
1　破産債権の届出期間　平成26年６月３日まで
2　一般調査期日　平成26年７月14日午前10時30分
平成26年５月２日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０３号
大阪府岸和田市尾生町３丁目30番15号
破産者　森　　功次
1　破産債権の届出期間　平成26年６月６日まで
2　一般調査期日　平成26年７月８日午後２時30分
平成26年５月７日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第３５号
山口市大内御堀172番地３
破産者　小倉　秀夫
異議申述期間　平成26年６月26日まで
平成26年５月７日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０３６号
東京都千代田区丸の内１丁目７番12号サピアタワー14Ｆ弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
清算株式会社　株式会社オーアールエー
代表清算人　池田　和正
1　決定年月日　平成26年５月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第６号
福井市下馬３丁目511番地
清算株式会社　株式会社立石商事
代表清算人　織田　帝裕
1　決定年月日　平成26年５月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所

監督命令取消

平成２５年（再）第３号
大阪市北区堂島１丁目６番20号
再生債務者　株式会社スカイビジョン
主文　平成25年３月29日にした監督命令を取り消す。
平成26年５月１日
大阪地方裁判所第６民事部

管理命令

平成２５年（再）第３号
大阪市北区堂島１丁目６番20号
再生債務者　株式会社スカイビジョン
1　主文　管財人による管理を命ずる。
2　管財人　大阪市中央区北浜２丁目５番23号小寺プラザ12階　弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士　赫　　高規
3　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成26年５月１日
大阪地方裁判所第６民事部

再生債権の特別調査期間

平成２６年（再）第１号
宮城県多賀城市新田字下216番地
再生債務者　学校法人高橋学園
特別調査期間　平成26年５月28日から平成26年５月30日まで
平成26年５月２日
仙台地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第４号
千葉県市川市南大野２丁目４番Ｃ棟608号
市川グリーンハイツ
再生債務者　佐々木愁子
1　決議に付する計画案　平成26年３月５日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成26年６月23日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年６月16日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年６月９日
平成26年４月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係